

日本物理学会応用物理学会男女共同参画連絡会覚え書き

2012年1月17日

第1条 本会の名称は日本物理学会応用物理学会男女共同参画連絡会という。

第2条 本会の事務は日本物理学会と応用物理学会事務局が交代で行う。

第3条 本会は次のも者をもって組織する。

1. 通常委員

日本物理学会「男女共同参画推進委員会」、および応用物理学会「人材育成・男女共同参画委員会」が推薦する者各6名程度。

2. 特別委員（下記に該当する者がいる場合）

AAPPS(Association of Asia Pacific Physical Societies ) Women In Physics Working Group 日本選出委員、および IUPUP Women In Physics Working Group 日本選出委員

3. 専門委員

事業遂行に必要とされた者。

第4条 本会は応用領域を含む物理学に携わる研究者、学生の男女共同参画推進に寄与する自的とする。

本会はその目的のため次の事業を行う。

1. AAPPS Women In Physics Working Group、および IUPUP Women In Physics Working Group等の国際活動.

2. その他本会の目的達成のために必要な事項。

第5条 本会に責任者1名を置く。責任者の任期は1年とし、日本物理学会または応用物理学会からの通常委員が交代で務めるものとする。

以上